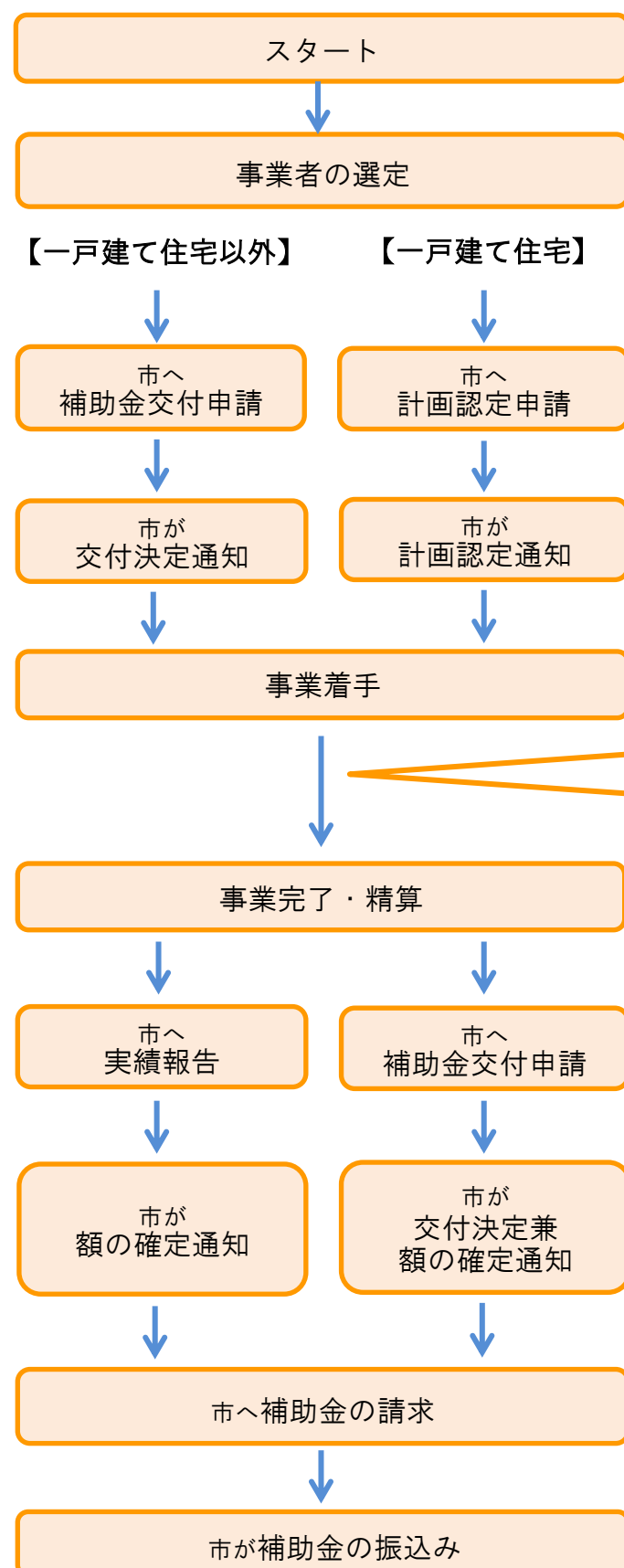


耐震改修等の補助手続きの流れ



①耐震診断

建物がどれだけ耐震強度があるのか確認します。

②耐震設計

耐震診断結果に基づいて、構造的に弱い箇所を補強するための計画を立てます。

③耐震改修工事

補強計画に基づいて工事を実施します。リフォーム工事と同時に実施すれば、経費などの費用を抑えることができます。

(木造の場合)

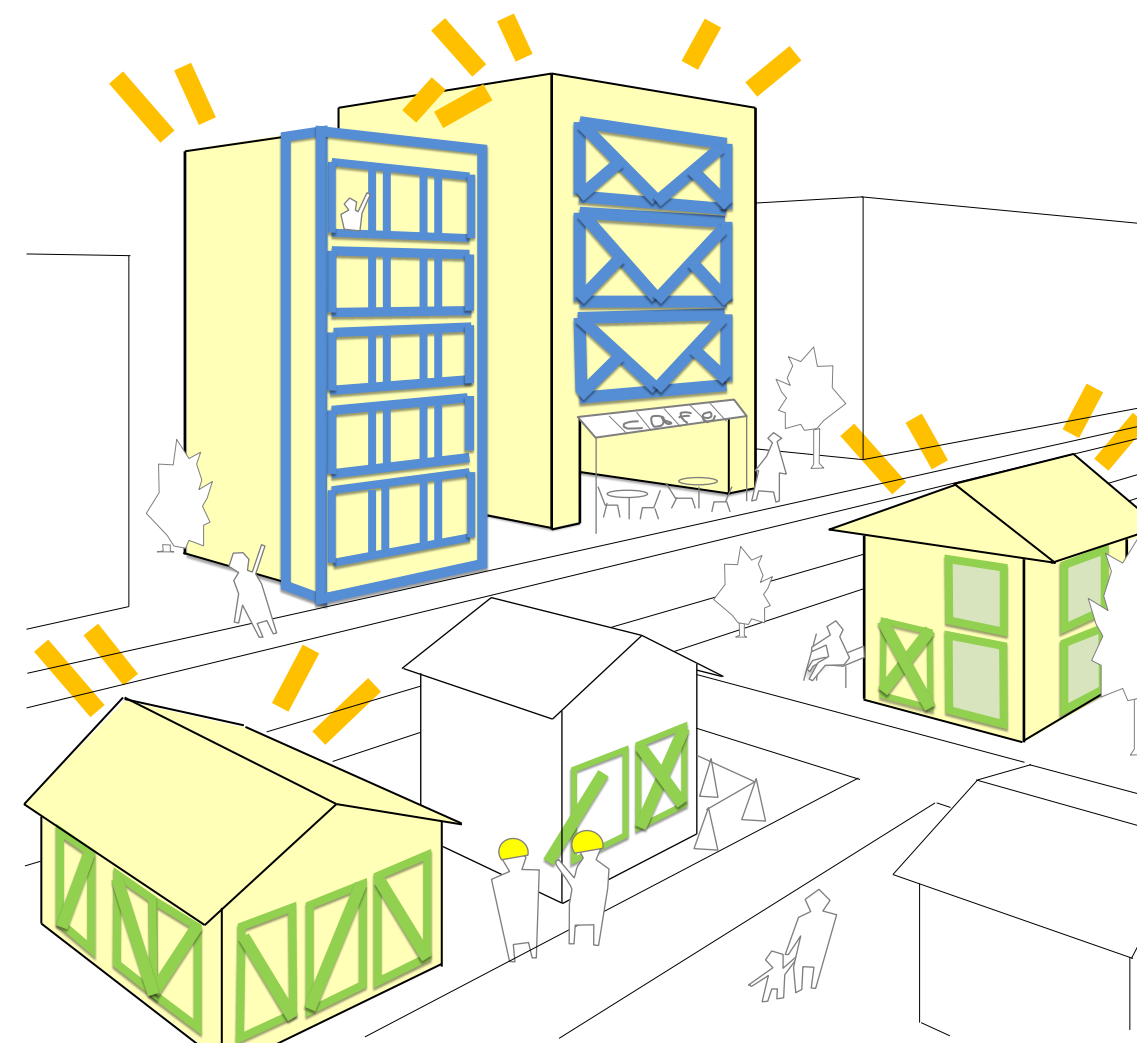
上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

木造建物の耐震性は「上部構造評点」という基準で評価します。

※手続きの流れは、①耐震診断 ②耐震設計 ③耐震改修工事 共通です。

あなたの建物の 耐震化 を支援します！

— 金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度のあらまし —



(お問い合わせ先)

住所：〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市 都市整備局 建築指導課 建物安全対策室

電話：076-220-2059
FAX：076-220-2134



木 造 編

どんな建物が対象なの？

市内にある木造の一戸建て住宅、共同住宅、長屋及び寄宿舍で次の**要件**に該当するものが対象です。※1

- ① **昭和56年5月31日以前**に建築され、または工事に着手されたもの ※2
- ② 3階建て以下のもの

ポイント ※1 柱・梁等の主要構造部が木材の（在来）軸組み構法によってつくられたものをいいます。（プレハブ工法、枠組壁工法、丸太組工法は除きます。）

※2 「建築時期」は建物の登記事項証明書や（建築）確認済証で確認できます。不明な場合は建築指導課へお問い合わせください。

補助内容は？（補助率及び限度額）

対 象	耐 震 診 断		耐 震 改 修 工 事 ※3		
	補助率	限度額	条 件	補助率	限度額
一戸建て住宅	3/4	15 万円	(1)申請時に耐震補強にかかる耐震設計図書を提出	10/10	200 万円
高齢者等住宅に係るもの ※4	4/5	16 万円	(2)過去に市の耐震設計補助を受けていないこと		

対 象	耐 震 診 断		耐 震 設 計		耐 震 改 修 工 事	
	補助率	限度額	補助率	限度額	補助率	限度額
共同住宅、長屋、寄宿舍	3/4	15 万円	2/3	23 万円	2/3	60万円×住戸数 ※5
特定住宅に係るもの	生活保護受給者が居住し、その者又は生計を一にする者が所有する住宅で一定の要件を満たす場合は、別途、補助率及び限度額を設けておりますので建築指導課へお問い合わせください。					

※3 耐震改修工事：過去に市の耐震設計補助を受けている場合は、別途、補助率及び限度額を設定しておりますので、建築指導課にご確認ください。

※4 高齢者等住宅：世帯全員が65歳以上、または障害者手帳等の所持者あるいは生活保護を受けている者が居住する住宅で、かつ世帯全員の市民税が非課税である場合。

※5 住戸数：市長が別に定める基準により算定します。

ポイント ※ 建物全体を**上部構造評点1.0以上**の耐震改修工事を行った場合、**税制上の優遇措置**を受けることができます。

※ 建物を段階的に耐震改修工事を行う方法も補助金の対象となります。詳しくは建築指導課にご確認ください。



非 木 造 編

どんな建物が対象なの？

市内にある建築物（木造を除く）で、**昭和56年5月31日以前**に建築され、または工事に着手されたもののうち、次の**いずれか**に該当するものが対象です。※6

- ① 一戸建て住宅
- ② 共同住宅、長屋又は寄宿舍
- ③ 緊急輸送道路沿道建築物 ※7
- ④ 耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途に供する建築物 ※8
- ⑤ 要緊急安全確認大規模建築物 ※9

ポイント ※6 特殊な工法（建築基準法旧38条認定）で建築されたものは除きます。
※7 補助対象となる緊急輸送道路については、建築指導課にご確認ください。
※8 補助対象となる建築物については、建築指導課にご確認ください。
※9 補助対象となる建築物については、全ての所有者の方に連絡済みです。

補助内容は？（補助率及び限度額）

対 象	耐 震 診 断		耐 震 設 計		耐 震 改 修 工 事	
	補助率	限度額	補助率	限度額	補助率	限度額
①一戸建て住宅	2/3	20万円	2/3	10万円	2/3	170万円
②共同住宅、長屋、寄宿舍	2/3	200万円	2/3	100万円	2/3	100万円×住戸数※10 と1億円のいずれか低い額
③緊急輸送道路沿道建築物	2/3	200万円	2/3	100万円	2/3 ※10	1億円
④耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途に供する建築物	1/3	100万円	1/3	50万円	7.6% ※11	2,000万円
⑤要緊急安全確認大規模建築物			1/3 ※12	なし ※13	44.8%	なし

※10 住戸数：市長が別に定める基準により算定します

※11 延べ面積等の一定条件を満たす場合は、補助率が15.2%となる場合があります。

※12 設計費が150万円以下となる場合、補助率「1/3」とあるのは、緊急輸送道路沿道建築物に該当するものは「5/6」、その他の建築物は「7/12」と読み替えます。

※13 設計費が150万円を超える場合、緊急輸送道路沿道建築物に該当するものは補助額に75万円、その他の建築物は37.5万円が加算されます。

ポイント ※ 別途、国が定める **㎡単価による上限** があります。

※ **耐震診断・耐震設計に際しては**、耐震診断等評定委員会での **評定** を受ける必要があります。



木 造 編 ・ 非 木 造 編 共 通



だれでも補助金の申請をすることができるの？（補助申請者の資格）

次の要件に該当される方が、申請をすることができます。

- ① 補助対象となる建物の所有者（登記事項証明書などにて確認）
- ② 市税を完納している

所有者が複数である場合や借家人の場合は同意書などが必要となります。

だれが診断・設計するの？（診断・設計を行う方の資格）

建築士法に定める建築士であって、所定の講習会を修了している方に限ります。